

監査公表第 713 号

定期監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 27 年 12 月 28 日

京都市監査委員 中 村 三之助
同 鈴 木 正 穂
同 西 村 京 三
同 光 田 周 史

1 平成 26 年度定期監査（工事）（平成 27 年 3 月 31 日監査公表第 706 号）

（都市計画局－1）

指 摘 事 項
ア 工事 （ア）安全管理について a 屋根裏部分の塗装やあと施工アンカーの打設に際して、足場板が支持物に固定されておらず、また、適切に配置されていない状態で作業が行われており、安全面に配慮した施工監理が行われていなかったもの。 安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。 （新京都市動物園整備工事 ただし、動物病院・事務所棟建築主体その他 工事 他 1 件 工務監理課）

講 じ た 措 置

平成 27 年度の所管課である公共建築建設課、公共建築整備課及び公共建築企画課において、下記のとおり、課内研修等を実施し課内職員へ周知した。

上記に加えて、現在施工中の工事請負者に対して周知を行うとともに、着工前の工事打合せ時においても周知徹底を図った。

(公共建築建設課)

工事に係る安全管理についての周知を図るため、平成 27 年 5 月 18 日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。

また、同年 6 月 26 日には、「工事現場の安全について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。

(公共建築整備課)

工事に係る安全管理についての周知を図るため、同年 5 月 26 日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。

また、同年 6 月 4 日には、「工事現場における安全対策について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。

(公共建築企画課)

同年 5 月 25 日に課内研修を実施し、指摘事項等について所属長から課内職員へ内容を説明し、周知した。

加えて、都市計画局として、同年 4 月 8 日、監査における指摘事項等について、各所属長を通じて職員に周知徹底し、問題の共有を図るとともに、同年 7 月 14 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を開催することにより、適正な施工監理について再確認を行った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 安全管理について</p> <p>b 外構工事における深さ2メートルの掘削時に、施工中の安全を確保するため図面で求められていた簡易土留めを設置せず、また、土留めに代わる安全対策もとられておらず、安全面に配慮した施工監理が行われていなかったもの。</p> <p>また、高低差が1.5メートルを超える箇所での作業の際に、労働安全衛生規則で設置を求められている安全に昇降するための設備等が設けられておらず、安全面に配慮した施工監理が行われていなかったもの。</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(新京都市動物園整備工事 ただし、動物病院・事務所棟建築主体その他 工事 工務監理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>平成27年度の所管課である公共建築建設課、公共建築整備課及び公共建築企画課において、下記のとおり、課内研修等を実施し課内職員へ周知した。</p> <p>上記に加えて、現在施工中の工事請負者に対して周知を行うとともに、着工前の工事打合せ時においても周知徹底を図った。</p> <p>(公共建築建設課)</p> <p>工事に係る安全管理についての周知を図るため、平成27年5月18日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。</p> <p>また、同年6月26日には、「工事現場の安全について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>工事に係る安全管理についての周知を図るため、同年5月26日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。</p> <p>また、同年6月4日には、「工事現場における安全対策について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。</p> <p>(公共建築企画課)</p> <p>同年5月25日に課内研修を実施し、指摘事項等について所属長から課内職員へ内容を説明し、周知した。</p> <p>加えて、都市計画局として、同年4月8日、監査における指摘事項等について、各所属長を通じて職員に周知徹底し、問題の共有を図るとともに、同年7</p>

月 14 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を開催することにより、適正な施工監理について再確認を行った。

指 摘 事 項
ア 工事 (ア) 安全管理について c 屋根及び鉄骨建て方の作業において、2メートル以上の高所であるにもかかわらず、労働安全衛生規則で定められている墜落による作業者の危険を防止するための安全帯等が使用されておらず、安全面に配慮した施工監理が行われていなかったもの。 安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。 (新京都市動物園整備工事 ただし、京都の森(仮称)他建築主体その他 工事 工務監理課)

講 じ た 措 置
平成27年度の所管課である公共建築建設課、公共建築整備課及び公共建築企画課において、下記のとおり、課内研修等を実施し課内職員へ周知した。 上記に加えて、現在施工中の工事請負者に対して周知を行うとともに、着工前の工事打合せ時においても周知徹底を図った。 (公共建築建設課) 工事に係る安全管理についての周知を図るため、平成27年5月18日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。 また、同年6月26日には、「工事現場の安全について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。 (公共建築整備課) 工事に係る安全管理についての周知を図るため、同年5月26日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。 また、同年6月4日には、「工事現場における安全対策について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。 (公共建築企画課) 同年5月25日に課内研修を実施し、指摘事項等について所属長から課内職員へ内容を説明し、周知した。 加えて、都市計画局として、同年4月8日、監査における指摘事項等について、各所属長を通じて職員に周知徹底し、問題の共有を図るとともに、同年7月14日には、都市計画局内の職員に対して、監査に関する研修を開催することにより、適正な施工監理について再確認を行った。

指 摘 事 項
ア 工事 (ア) 安全管理について d 給水・ガス引込み替え工事における深さ 1.5 メートルを超える掘削工事について、安全確保の措置としての土留めは行われていたが、当該土留めの施工方法に不十分な部分が見受けられたもの。 安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。 (京都市東余熱利用センター（仮称）大規模改修工事 ただし、空調衛生工事 工務監理課)

講 じ た 措 置
平成 27 年度の所管課である公共建築建設課、公共建築整備課及び公共建築企画課において、下記のとおり、課内研修等を実施し課内職員へ周知した。 上記に加えて、現在施工中の工事請負者に対して周知を行うとともに、着工前の工事打合せ時においても周知徹底を図った。 (公共建築建設課) 工事に係る安全管理についての周知を図るため、平成 27 年 5 月 18 日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。 また、同年 6 月 26 日には、「工事現場の安全について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。 (公共建築整備課) 工事に係る安全管理についての周知を図るため、同年 5 月 26 日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。 また、同年 6 月 4 日には、「工事現場における安全対策について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。 (公共建築企画課) 同年 5 月 25 日に課内研修を実施し、指摘事項等について所属長から課内職員へ内容を説明し、周知した。 加えて、都市計画局として、同年 4 月 8 日、監査における指摘事項等について、各所属長を通じて職員に周知徹底し、問題の共有を図るとともに、同年 7 月 14 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を開催することにより、適正な施工監理について再確認を行った。

指 摘 事 項

ア 工事

(イ) 随意契約ガイドラインの運用について

京都市工事の請負に関する随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、随意契約を行う場合であっても、価格交渉を行うこととされているにもかかわらず、価格交渉が行われていなかったもの。

随意契約にあたっては、ガイドラインに従い、適切に価格交渉が行われたい。

（京都市国際交流会館整備工事 ただし、屋上防水改修工事 企画設計課）

講 じ た 措 置

平成 27 年度の所管課である公共建築企画課において、同年 5 月 25 日に行った課内研修の中で、監査の指摘結果について報告し、今後漏れがないように周知徹底した。

また、価格交渉が確実に実行されるよう、今後は、契約の決裁に価格交渉の記録を添付することとし、また、これを遺漏なく行うため、契約の決定書本文のひな形に「価格交渉の記録は別添のとおり。（又は下記のとおり。）」と記述を追記した。

加えて、都市計画局として、同年 4 月 8 日、監査における指摘事項等について、各所属長を通じて職員に周知徹底し、問題の共有を図るとともに、同年 7 月 14 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を開催することにより、適正な契約事務について再確認を行った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 安全管理について</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱で原則として土留工が必要とされている1.5メートル以上の掘削において、施工方法について設計図書に明確な記載がなく、施工にあたり受注者には口頭で安全勾配での掘削を指示していたが実施されておらず、かつ、作業員や第三者に対する土留等の安全対策もとられていなかった。</p> <p>また、現場における掘削状況を把握した時点で、発注者として、必要な安全対策の実施について指導を行っていなかったもの。</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(京阪淀駅北側道整備工事 道路建設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>上記については、監査事務の過程で実施される事実確認の際に判明したものであり、今後同様の誤りを生じさせないため、当該指摘に先立ち、平成26年8月25日、所属長から所属職員に対し、労働安全衛生規則における掘削面の勾配の基準や建設工事公衆災害防止対策要綱（以下「要綱」という。）に基づき、今後、1.5メートルを超える掘削作業の設計において、現場状況の制約等により土質に見合った安定勾配にて掘削ができない場合は土留工を検討するとともに、請負者に対しては掘削時等の危険を把握し、それに見合った安全対策の実施を指導するよう、指導を行った。</p> <p>また、監査公表を受け、所属長から、平成27年4月2日、所属職員全員に対して、指摘事項を再確認するよう指示するとともに、同年7月21日、指摘事項等を受け、職員の安全管理等に対する意識向上のため、課内研修を開催した。</p> <p>加えて、建設局として、同年4月2日及び同年6月19日、局内各課に指摘事項等の通知を行い、また、同年5月1日には、要綱の該当条項を掲載した書面を局内の全技術職員に配付した。</p> <p>さらに、同年7月10日の「平成27年度建設局技術職員研修」において、参加者に指摘事項の説明を行い、要綱に基づき、請負業者に対して工事の安全確保措置について指導するよう、指導を行った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 工事費の積算・施工監理について</p> <p>a 工事費の積算・施工監理において、以下の事例があった。</p> <p>(a) 積算基準等で3者以上の見積が必要とされている工事について、見積書の徴収数及び徴収方法が不適切であったもの。</p> <p>(b) 貯水槽セグメント組立時の足場工やコンクリートの取壊し等、積算すべき工種が計上されていなかったもの。</p> <p>(c) 採用されている建設機械等損料表が、積算基準等で定められた本来採用すべき年度のものでないため、誤った機械運転単価により積算していたもの。</p> <p>(d) 全処分費等の合計が計上されておらず、積算基準等で定められた工事費に占める処分費の割合による経費の低減分を考慮することなく積算していたもの。</p> <p>(e) 貯水槽セグメントの締付けについて、共通仕様書等で定められた材料や施工に関する品質管理資料が施工写真のみしかなく不足していたもの。</p> <p>工事費の積算は、積算基準等に従い適切に行うようにされたい。</p> <p>また、工事の施工監理についても、共通仕様書等に基づいて適切に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(耐震性貯水槽新設工事(100立方メートル型) 施設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>工事費の積算・施工監理について、指摘を受けた事項については、今後同様の誤りを生じさせないよう、平成27年3月31日に所属長から所属職員に対し、京都市契約事務規則及び共通仕様書の再確認を実施させるとともに、適正な工事費の積算・施工監理に努めるよう指示し、現在積算・施工を行っている案件についても、同様の事例がないかを確認させた。</p> <p>加えて、消防局として、同年4月8日に局内全所属を集めて実施した庶務担当者会議において、再度本事案を紹介し、工事のみならず、契約事務全般において適正な事務を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、消防局には技術職員を配置していないことから、関係局等と協議を行い、技術職員を配置している局等との支援体制を構築し、適切な積算・施工監理を行うよう執行体制を整えた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 工事費の積算・施工監理について</p> <p>b 工事費の積算・施工監理において、以下の事例があった。</p> <p>(a) 積算基準等で３者以上の見積が必要とされている工事について、１者の見積書しか添付されていなかったもの。</p> <p>(b) 共通仕様書で工事着手時に提出が義務付けられている施工計画書を提出させておらず、施工手順や工法等が設計図書等と整合しているかを確認しないまま施工させていたもの。</p> <p>工事費の積算は、積算基準等に従い適切に行うようにされたい。</p> <p>また、工事の施工監理についても、共通仕様書等に基づいて適切に行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(防火井戸新設工事 ただし、さく井その他工事 施設課)</p>

講 じ た 措 置
<p>工事費の積算・施工監理について、指摘を受けた事項については、今後同様の誤りを生じさせないよう、平成 27 年 3 月 31 日に所属長から所属職員に対し、京都市契約事務規則及び共通仕様書の再確認を実施させるとともに、適正な工事費の積算・施工監理に努めるよう指示し、現在積算・施工を行っている案件についても、同様の事例がないかを確認させた。</p> <p>加えて、消防局として、同年 4 月 8 日に局内全所属を集めて実施した庶務担当者会議において、再度本事案を紹介し、工事のみならず、契約事務全般において適正な事務を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、消防局には技術職員を配置していないことから、関係局等と協議を行い、技術職員を配置している局等との支援体制を構築し、適切な積算・施工監理を行うよう執行体制を整えた。</p>

指 摘 事 項
イ 維持管理業務委託 (ア) 随意契約ガイドラインの運用について 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、随意契約を行う場合であっても、価格交渉を行うこととされているにもかかわらず、価格交渉が行われていなかったもの。 随意契約にあたっては、ガイドラインに従い、適切に価格交渉が行われたい。 (京都市消防活動総合センター給油取扱所地下タンク損傷箇所調査委託 他 2件 施設課)

講 じ た 措 置
ガイドラインの運用について、指摘を受けた事項については、今後同様の誤りを生じさせないよう、平成27年3月31日に指摘事項を局内全所属に対し周知し、所属長から所属職員に対し、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」を再確認させ、適正な事務を行うよう周知徹底した。 加えて、消防局として、同年4月8日に局内全所属を集めて実施した庶務担当者会議において、再度本事案を紹介し、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」を配布し、随意契約を締結しようとする場合において、価格交渉を行い、その経過の記録を残すよう周知するとともに、契約事務全般において適正な事務を行うよう周知徹底した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 安全管理について</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱で、原則として土留工が必要とされている1.5メートル以上の掘削となったにもかかわらず、施工業者が、監督職員に報告することなく独自の判断で土留工を行わずに施工していたもの。</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(田中3号分流幹線(その1)公共下水道工事 設計課)</p>

講 じ た 措 置
<p>工事の施工を担当する下水道建設事務所において、施工中の全業者に対し、施工内容を変更する場合の本市監督職員への報告及び建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく安全対策の徹底について、平成27年5月12日及び同月13日の安全衛生連絡協議会で指導するとともに、所属長から所属職員に対し、適正に施工業者を指導するよう、同月27日の課内会議で指示した。</p> <p>また、設計を担当する設計課において、所属長から所属職員に対し、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づく安全対策の徹底について、同月28日の課内会議で指示した。</p> <p>加えて、上下水道局として、局内の工事等に関連する全所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を同月15日に開催するとともに、局内の技術職員に対する研修を同年6月24日に実施し、監査結果及び是正内容を周知徹底した。</p> <p>また、施工中の工事等について、監査結果と同様の誤りが生じていないか、同年6月に緊急点検を行うとともに、さらに、設計から施工に至るまでの安全対策を徹底するよう、同年7月23日付け通知文書により、関係所属長に指示した。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 工事保険等の加入について</p> <p>契約書及び土木工事共通仕様書で加入を義務付けている工事保険等について、受注者が加入していることを確認することなく工事施工にあたらせていたもの。</p> <p>受注者の工事保険等への加入義務の履行について、監督職員による確認を適正に行い、適切に工事を施工されたい。</p> <p style="text-align: right;">(配水管布設及び布設替工事 配水課)</p>

講 じ た 措 置
<p>受注者の工事保険等への加入義務の履行について、工事の施工を担当する水道管路建設事務所において、加入証券の写しを工事施工前に提出するよう、指摘後速やかに当該施工業者に指導するとともに、所属長から所属職員に対し、工事施工前には複数人でチェックリストによる確認を徹底するよう、平成 27 年 5 月 11 日の課内研修で指示し、再発防止を図った。</p> <p>加えて、上下水道局として、局内の工事等に関連する全所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を同月 15 日に開催するとともに、局内の技術職員に対する研修を同年 6 月 24 日に実施し、監査結果及び是正内容を周知徹底した。</p> <p>また、施工中の工事等について、監査結果と同様の誤りが生じていないか、同年 6 月に緊急点検を行うとともに、さらに、継続的に再発防止を徹底するため、新たに作成したチェックシートによる確認を行うよう、また、受注者の工事保険等への加入義務の履行については監督職員による確認を適正に行うよう、同年 7 月 23 日付け通知文書により、関係所属長に指示した。</p>

指 摘 事 項
ア 工事 (ウ) 設計変更について a 設計変更は、本来、当初の計画に変更が生じた場合に行うものであるにもかかわらず、当初設計で単価を誤っていた化粧型枠の単価の訂正を、設計変更として処理していたもの。 設計にあたっては、積算基準等に従い、適正に積算事務を行うとともに、設計変更については、契約書に従った取扱いをされたい。 (京北中部簡易水道再整備(その5)工事 地域事業課)

講 じ た 措 置
設計及び設計変更について、所属長から所属職員に対し、設計に当たっては積算基準等に従い積算時及び照査時に適用する単価の確認を徹底すること及び、契約書に従い単価の訂正を設計変更として処理しないことについて、平成27年5月18日の課内全体会議で指示し、再発防止を図った。 加えて、上下水道局として、局内の工事等に関連する全所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を同月15日に開催するとともに、局内の技術職員に対する研修を同年6月24日に実施し、監査結果及び是正内容を周知徹底した。 また、施工中の工事等について、監査結果と同様の誤りが生じていないか、同年6月に緊急点検を行うとともに、さらに、継続的に再発防止を徹底するため、新たに作成したチェックシートによる確認を行うよう、また、設計に当たっては積算基準等に従い適正に積算事務を行うとともに、設計変更については契約書に従った取扱いをするよう、同年7月23日付け通知文書により、関係所属長に指示した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 設計変更について</p> <p>b 設計変更は、本来、当初の計画に変更が生じた場合に行うものであるにもかかわらず、当初設計で数量を誤っていた地上軸部の型枠数量の訂正を、設計変更として処理していたもの。</p> <p>また、設計変更工事設計書において、不適切な変更理由を記載していたもの。</p> <p>設計にあたっては、積算基準等に従い、適正に積算事務を行うとともに、設計変更については、契約書に従った取扱いをされたい。</p> <p>(京北中部簡易水道再整備(その5)工事 地域事業課)</p>

講 じ た 措 置
<p>設計及び設計変更について、所属長から所属職員に対し、設計に当たっては積算基準等に従い積算時及び照査時に設計数量の確認を徹底すること及び、契約書に従い型枠数量の訂正を設計変更として処理しないことについて、平成27年5月18日の課内全体会議で指示した。併せて、不適切な設計変更理由を記載することのないよう、複数人による確認を徹底することとし、再発防止を図った。</p> <p>加えて、上下水道局として、局内の工事等に関連する全所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を同月15日に開催するとともに、局内の技術職員に対する研修を同年6月24日に実施し、監査結果及び是正内容を周知徹底した。</p> <p>また、施工中の工事等について、監査結果と同様の誤りが生じていないか、同年6月に緊急点検を行うとともに、さらに、継続的に再発防止を徹底するため、新たに作成したチェックシートによる確認を行うよう、また、設計に当たっては積算基準等に従い適正に積算事務を行うとともに、設計変更については契約書に従った取扱いをするよう、同年7月23日付け通知文書により、関係所属長に指示した。</p>

指 摘 事 項
ア 工事 (エ) 共通仮設費及び現場管理費の地域補正について 施工地域が市街地に該当しないにもかかわらず、市街地（人口集中地区）の補正值を適用して工事予定価格を算定したため、工事費の積算が過大となっていたもの。 共通仮設費及び現場管理費については、工事の施工地域・工事場所を適切に考慮した補正を行い、適正な積算に努められたい。 (長代川排水区静海市原町支線（雨水）公共下水道工事 きた下水道管路管理センター)

講 じ た 措 置
共通仮設費及び現場管理費について、所属長から所属職員に対し、適正な積算を行うため、工事費の積算時に工事の施工地域・工事場所と市街地（人口集中地区）との関係を表す資料を作成し、確認を徹底するよう、平成27年5月18日の課内技術係会議で指示し、再発防止を図った。 加えて、上下水道局として、局内の工事等に関連する全所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を同月15日に開催するとともに、局内の技術職員に対する研修を同年6月24日に実施し、監査結果及び是正内容を周知徹底した。 また、施工中の工事等について、監査結果と同様の誤りが生じていないか、同年6月に緊急点検を行うとともに、さらに、継続的に再発防止を徹底するため、新たに作成したチェックシートによる確認を行うよう、また、共通仮設費及び現場管理費については工事の施工地域・工事場所を適切に考慮した補正を行うよう、同年7月23日付け通知文書により、関係所属長に指示した。

指 摘 事 項
イ 施工管理業務委託 (ア) 夜間工事の労務費調整について 全て夜間に実施する工事について、採用した監督員の労務費調整係数が不適切であったため設計額が過小となっていたもの。 夜間工事の労務費の積算にあたっては、土木工事標準積算基準書等に従い、適正に事務を行われたい。 (特定環境保全公共下水道施工管理(その6)業務委託 地域事業課)

講 じ た 措 置
夜間工事の労務費の積算について、所属長から所属職員に対し、土木工事標準積算基準書等(以下「積算基準書等」という。)に従って適正に行うため、積算時及び照査時における設計条件の確認を複数人により徹底するよう、平成27年5月18日の課内全体会議で指示し、再発防止を図った。 加えて、上下水道局として、局内の工事等に関連する全所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を同月15日に開催するとともに、局内の技術職員に対する研修を同年6月24日に実施し、監査結果及び是正内容を周知徹底した。 また、施工中の工事等について、監査結果と同様の誤りが生じていないか、同年6月に緊急点検を行うとともに、さらに、継続的に再発防止を徹底するため、新たに作成したチェックシートによる確認を行うよう、また、夜間工事の労務費の積算にあたっては積算基準書等に従い適正に行うよう、同年7月23日付け通知文書により、関係所属長に指示した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 安全管理について</p> <p>労働安全衛生規則で定められているにもかかわらず、渡り廊下及びプールの屋根等工事の高所作業に際して、墜落による作業者の危険を防止するための安全帯が使用されておらず、安全面に配慮した施工管理を行っていなかったもの。</p> <p>安全管理については、工事に伴う事故の発生を防止し人の生命や身体を守るうえで重要な役割を担うものであることから、設計から施工に至るまで安全対策の徹底が図られるよう的確な指導に努められたい。</p> <p>(京都市立西総合支援学校増築工事 ただし、建築主体その他工事他1件 教育環境整備室 (工事担当課：都市計画局工務監理課))</p>

講 じ た 措 置
<p>平成27年度の所管課である公共建築建設課、公共建築整備課及び公共建築企画課において、下記のとおり、課内研修等を実施し課内職員へ周知した。</p> <p>上記に加えて、現在施工中の工事請負者に対して周知を行うとともに、着工前の工事打合せ時においても周知徹底を図った。</p> <p>(公共建築建設課)</p> <p>工事に係る安全管理についての周知を図るため、平成27年5月18日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。</p> <p>また、同年6月26日には、「工事現場の安全について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>工事に係る安全管理についての周知を図るため、同年5月26日に課内補職者に対して指摘事項を説明し、その内容を係会議等により係員に伝達した。</p> <p>また、同年6月4日には、「工事現場における安全対策について」の課内研修を実施し、安全管理に十分配慮した設計を行うとともに、工事施工に際して安全管理が徹底されるよう、工事請負者に対して、これまで以上の指導を行うことを周知した。</p> <p>(公共建築企画課)</p> <p>同年5月25日に課内研修を実施し、指摘事項等について所属長から課内職員へ内容を説明し、周知した。</p> <p>加えて、都市計画局として、同年4月8日、監査における指摘事項等について、各所属長を通じて職員に周知徹底し、問題の共有を図るとともに、同年7月14日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を開催することにより、適正な施工監理について再確認を行った。</p>

指 摘 事 項

ア 工事

(イ) 随意契約ガイドラインの運用について

京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、価格交渉を行ったときは、契約の決定において交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかったもの。

価格交渉に当たっては、ガイドラインに従い、適切に事務処理を行われない。

（京都市立桂東小学校修繕工事 ただし、本館便所改修工事他 2 件
教育環境整備室）

講 じ た 措 置

教育環境整備室内の課長・係長会（平成 27 年 5 月 11 日）において周知し、価格交渉を行った場合においては、ガイドラインに従い、交渉の経過を記録するよう改めた。

加えて、教育委員会事務局として、指摘事項の是正及び適正な事務の徹底を図るため、平成 27 年 5 月 7 日に実施した教育委員会各所属の庶務係長が集まる、庶務担当係長会において、指摘事項の全局的な周知を行った。

指 摘 事 項

イ 設計業務委託

(ア) 随意契約ガイドラインの運用について

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、価格交渉を行ったときは、契約の決定において交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかったもの。

価格交渉に当たっては、ガイドラインに従い、適切に事務処理を行われたい。

（京都市学校給食物資集配センター地震補強工事設計委託
ただし、建築及び設備工事設計委託 体育健康教育室）

講 じ た 措 置

係員人事異動後の平成 27 年 4 月 20 日に実施した体育健康教育室内の打合せにおいて周知し、価格交渉を行った場合においては、ガイドラインに従い、交渉の経過を記録するよう改めた。

加えて、教育委員会事務局として、指摘事項の是正及び適正な事務の徹底を図るため、平成 27 年 5 月 7 日に実施した教育委員会各所属の庶務係長が集まる、庶務担当係長会において、指摘事項の全局的な周知を行った。

指 摘 事 項

イ 維持管理業務委託

(ア) 随意契約ガイドラインの運用について

京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）によると、価格交渉を行ったときは、契約の決定において交渉の経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかったもの。

価格交渉に当たっては、ガイドラインに従い、適切に事務処理を行われたい。

(平成 25 年度プラネタリウム保守点検業務委託 市民科学事業課)

講 じ た 措 置

指摘事項を周知するとともに、平成 27 年度契約からはガイドラインに則り、見積書の保守点検項目を精査し、可能な限り廉価な価格で契約締結出来るよう価格交渉に取り組んだところであり、交渉記録も保存している。

加えて、教育委員会事務局として、指摘事項の是正及び適正な事務の徹底を図るため、平成 27 年 5 月 7 日に実施した教育委員会各所属の庶務係長が集まる、庶務担当係長会において、指摘事項の全局的な周知を行った。

(監査事務局)